

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

63

四九二〇・三

事前協議問題

一、いかゆる核持身にはつりの問題点は、事前協議が一時立案せにも適用されず、一時立案せに除外されると、秘密協定が存在するではなかつて、政府の否定に拘らず、テロツク发言、水兵証言、ソシタムス記事、上院外交筋声明等々の各般の情況は、核の存在を裏付けてゐるとの反論にある。

二、かかる事態に立至つた背景には、経緯としては、一切の核を拒絶するとの野党反応

極秘
まで
8部の内
7号

外務省

マスコミの激しい攻撃に対する政府が正面から対決を回避して未だとまことに問題はあらが、直接には、安保締結者等にはさかばん米国の抗敵一太核作戦(核戦術核)及びミットネーの横領賊貿易港化による領収書寄託が主因となりてひどく見ら小了。

三、対応策としては、結局のところ、事前協議は持ち込みにつづけ行なわるのみであつて、持ち込みに該当しない場合、たゞ之種載士小2つ車両協議の対象となりかゝるとの立場を打ち可ほかなこと考らし小了。二、場合にありて決定してあく投票がある問題点は次の通りで

2.

外務省

ある。

- (1) 該おしの場合は、艦船につゝは領海通過及び寄港である（通過中又は寄港中に核兵器を使用する場合は事前協議に係らるべき）
(2) 寄港は旅役区域のみに限る
(3) 発生した事故につづきの米国政府の責任は地位協定十八条による処理のナリ足りるか
(4) 寄港期間に制約を設けるとの可否
(5) 航空機につづきはすべて拒否すべきか

四、対応策については、米国と十分な協議を遂げよ

必要あらへきところ、その結果につづき兩政府間の了解を何らかの方針による合意によて確認すべからず又は政府の一方的解釈の問題として處理すべきかの問題がある。一方的解釈という点では、新大日密約問題は既解消可能であり、安保締結の後に進展した新事態に対するものとの大義名分を扼えて合意の方針を選擇するなどが妥当となる。

五、日米間で合意するに至った責任につづり、米国がもつねらざるかたとの立場と取るにとほ対米交渉上米国を主導するにとがて生ずる、前記の新事態は米国側の事情によるものではあるが、日本側

と一二二小に付記する措置を執つて来たが仄
任と有するとの痛快令けの立場を取るに必
要である。

六、対外説明振りは別紙のとおり。